

川崎市介護保険運営協議会・公募委員選考基準

1 目的

この選考基準は、川崎市介護保険運営協議会・公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）における市民公募委員の選考について必要な基準を定め、適正な選考を図ることを目的とする。

2 選考基準

- (1) 被保険者代表としての見識をもって、保健・医療・福祉等の専門家との協議がより期待できる方
- (2) 市民の立場から公平、客観的に制度のあり方を協議できるとより期待できる方
- (3) 3年間の定期的協議に参加が期待できる方

3 選考方法及び手順

第1号及び第2号被保険者の男女各1人計4人を第一次と第二次に分けて選考する。

(1) 第一次選考

- ① 年齢、性別、住所、職業、志望の理由、小論文の概要による一覧表を作成する。
- ② 選考委員会の各委員は、事前に配布された一覧表等により、市民公募委員に最も相応しいと思われる方を、第1号及び第2号被保険者の男女ごとに2名を推薦する。
- ③ 選考委員会では、推薦結果を集計し、これをもとに第1号及び第2号被保険者の男女ごとに候補者2名を選考する。

(2) 第二次選考

- ① 長寿社会部職員が、訪問又は呼び出しにより候補者と面接し、本人の意向等を確認する。
- ② 面接結果の報告に基づき、選考委員会において市民公募委員を選考する。